平成３０年（フ）第１号
兵庫県神崎郡市川町屋形488番地
債務者　田谷　千波
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０３１号
広島市佐伯区美の里１丁目８番９－９－302号
債務者　西田　達也
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７号
愛媛県松山市南久米町453番地19
債務者　日野　毅
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２６号
大分市中島東１丁目４番５号
債務者　日野翔太郎
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７２号
大分市下郡東１丁目２番３－801号（アルバガーデンロイヤルツイン下郡壱番館）
債務者　足立　尚子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５５９号
さいたま市見沼区堀崎町263番地３
債務者　吉川　孝
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５３号
さいたま市見沼区東大宮２丁目20番地１　メゾンパークサイドＡ棟101号室、旧住所さいたま市見沼区春野２丁目４番４－502号
債務者　秋澤美津江
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８３号
埼玉県新座市野火止３丁目16番53－403号
債務者　丹野　侑子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８４号
埼玉県新座市野火止３丁目16番53－403号
債務者　丹野　幸二
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０９号
さいたま市大宮区土手町１丁目256番地10　ヴィラージュ氷川208号
債務者　佐藤　忠徳
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４７号
埼玉県吉川市高富１丁目３番地４　ソフィア吉川302号
債務者　西濱　智一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５６号
埼玉県草加市谷塚町1703番地　ヴェガ101号
債務者　鈴木　貴之
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５８号
埼玉県川越市大字砂新田377番地25
債務者　深井　正志
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４号
千葉県館山市亀ケ原539番地の１
債務者　山口　正義
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７４８号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目７番55号　第１鈴木荘　201
債務者　森田　明男
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４９号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目７番55号　第１鈴木荘　201
債務者　森田　光江
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７６号
川崎市高津区千年726番地　千年荘
債務者　松永　俊樹
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７９号
川崎市麻生区上麻生６丁目29番45号　マ・ピエス柿生　105
債務者　荒井　学
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係